

国立大学法人一橋大学役職員**旅費**取扱細則より（平成 21 年 4 月 1 日規則第 31 号）

* **旅費**は次の各号に掲げる区分とし、第 1 号から第 4 号については最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の**旅費**を支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によることができる。

- 一 鉄道賃
- 二 航空賃
- 三 船賃
- 四 車賃
- 五 日当
- 六 宿泊料
- 七 旅行雑費

一. 鉄道賃について

鉄道賃は、鉄道旅行の場合について、路程に応じた旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）により支給するものとする。

・鉄道賃は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行である場合には、当該料金を運賃に加算することができる。

・鉄道賃は、鉄道旅行が内国旅行である場合で、かつ、特別急行料金を徴する客車を運行する線路を片道 50 キロメートル以上旅行する場合には、当該料金を運賃に加算することができる。

・鉄道旅行が外国旅行である場合は、次の各号に該当する料金等を運賃に加算することができる。

- 一 急行料金
- 二 寝台料金
- 三 通行税
- 四 入出国税

二. 航空賃について

航空賃は、航空旅行の場合について、路程に応じた旅客運賃（以下、この条において「運賃」という。）により支給するものとする。

・航空賃は、次の各号に該当する料金等を運賃に加算することができる。

- 一 旅客サービス施設使用料（外国の空港において同様の使用料を支払う場合は、当該使用料）
- 二 入出国税

三. 船賃

・船賃は、水路旅行の場合について、路程に応じた旅客運賃（以下、この条において「運賃」という。）により支給するものとする。

船賃は、次の各号に該当する料金等を運賃に加算することができる。

- 一 はしけ賃及び棧橋賃
- 二 寝台料金
- 三 通行税
- 四 入出国税

・船賃は、運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行である場合には、上級の運賃とすることができる。

・船賃は、運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行である場合には、学長、副学長、学外理事、監事、部局長、教授、准教授、事務局等の部長・課長・室長、各部署の事務長及び学長が特に必要と認めた者については最上級の運賃とし、それ以外の者は最上級直近下位の運賃とすることができる。

四. 車賃

車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行の場合について、路程に応じたバスの旅客運賃により支給するものとする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、路程に応じたバスの旅客運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

車賃は、入出国税を運賃に加算することができる。

宿泊料について

宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給するものとし、宿泊料の額は、別表第1及び別表第2の定額による。ただし、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他でやむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

・前項の規定に関わらず、2日以上研修、講習、その他これらに類する目的のための旅行の宿泊料は、別表第1及び別表第2の定額を上限として、実費を支給する。

・出張者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額によるものとする。ただし、同一地域に滞在中一時他の地に旅行した日数は、滞在日数から除算する。

内国旅行の宿泊費

宿泊料（1夜につき）
10,000円

外国旅行の宿泊費

目的地の地域区分	支給額	
	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
甲地方	7,000円	19,000円
乙地方	5,000円	16,000円
丙地方	5,000円	14,000円

備考

1 甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 航空機又は船舶による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。